

裾野市議会委員会条例(昭和31年裾野市条例第17号)の全部を改正する。

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務委員会 7人

- (1) 市長戦略部の所管に属する事項
- (2) 総務部の所管に属する事項
- (3) 環境市民部の所管に属する事項(水道事業、下水道事業及び簡易水道事業に係るもの除く。)
- (4) 出納課の所管に属する事項
- (5) 監査委員の所管に属する事項
- (6) 議会事務局の所管に属する事項
- (7) 他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生文教委員会 6人

- (1) 健康福祉部の所管に属する事項
- (2) 教育委員会の所管に属する事項

産業建設委員会 6人

- (1) 環境市民部の所管に属する事項(水道事業、下水道事業及び簡易水道事業に係るものに限る。)
- (2) 産業振興部の所管に属する事項
- (3) 建設部の所管に属する事項

予算決算委員会 19人

予算及び決算に関する事項

広報広聴委員会 6人

- (1) 議会だよりの編集、発行に関する事項
- (2) 意見交換会に関する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、次のとおりとする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- (1) 総務委員会 2年
- (2) 厚生文教委員会 2年
- (3) 産業建設委員会 2年
- (4) 予算決算委員会 4年
- (5) 広報広聴委員会 2年

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、8人とする。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長がともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第14条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(会議の特例)

第15条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第31条第1項の出席委員とする。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会の会議は、原則これを公開する。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、裾野市議会傍聴規則(昭和53年裾野市議会規則第1号)を準用する。この場合において、同規則中「議場」とあるのは「委員会室等」と読み替えるものとする。ただし、同規則第2条から第6条までの規定は、適用しないものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすること不可以ない。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び裾野市議会会議規則(昭和52年裾野市議会規則第1号)。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(自由討議及び反問)

第23条 委員会は、委員会の調査又は審査に当たっては、裾野市議会基本条例(平成24年裾野市条例第28号)の規定に基づき、委員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

2 常任委員会又は特別委員会への出席を要請された市長等は、委員の質問に対し、委員長の許可を得て反問することができる。

(公聴会開催の手続)

第24条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第25条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第26条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第27条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏當な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第28条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第29条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りではない。

(参考人)

第30条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第31条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年条例第15号)

この条例は、平成2年10月12日から施行する。

附 則(平成3年条例第22号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の裾野市議会委員会条例(以下「新条例」という。)の施行の際、新条例第4条の改正規定により選任される議会運営委員の任期については、新条例第3条に規定する常任委員の任期までとする。

附 則(平成7年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第8号)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 この条例の改正前の規定に基づく常任委員会の委員は、次に定めるところにより改正後の常任委員会の委員になるものとする。

改正前	改正後
総務委員会の委員	総務委員会の委員
厚生委員会の委員	厚生委員会の委員
経済消防委員会の委員	文教消防委員会の委員
建設水道委員会の委員	産業建設水道委員会の委員

附 則(平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第8号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第17号)

この条例は、平成22年10月12日から施行する。

附 則(平成23年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第15号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定及び第31条を第32条とし、第23条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第22条の次に1条を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第26号)

この条例は、平成30年10月12日から施行する。

附 則(令和2年条例第34号)

この条例は、令和2年10月9日から施行する。

附 則(令和4年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第15号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。